

要 望 書

令和7年9月12日

大 分 県 市 長 会

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

令和7年9月12日

大分県市長会会長 長野 恭紘

大	分	市	長	足	立	信	也
別	府	市	長	長	野	恭	紘
中	津	市	長	奥	塚	正	典
日	田	市	長	棕	野	美	智
佐	伯	市	長	富	高	国	子
臼	杵	市	長	西	岡		隆
津	久	見	市	石	川	正	史
竹	田	市	長	土	居	昌	弘
豊	後	高	市	佐	木	敏	夫
杵	築	市	長	永	松		悟
宇	佐	市	長	後	藤	竜	也
豊	後	大	市	川	野	文	敏
由	布	市	長	相	馬	尊	重
国	東	市	長	松	井	督	治

要 望 書

以下のとおり要望します。

地域医療の充実に向けた取組について

地域医療を取り巻く環境は、医師や看護師などの医療人材の確保が困難となっており、ことや診療報酬が物価高や人件費の高騰といった社会経済情勢を十分に反映できていないことなど、厳しさが増している。

大分県内においても、依然として医師の地域偏在並びに小児科・産婦人科医の不足など診療科の偏在に加え、看護師・准看護師等についても地域偏在が見られ、圏域ごとの医療人材の確保と定着対策が課題となっている。

また、自治体病院をはじめとする地域の中核病院においては、地域の実態に応じた医療の確保と経営基盤の安定化が課題となっている。

以上のことから、大分県においては、地域医療介護総合確保基金などを活用しながら、医療従事者の確保、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備や病床機能・病床数の見直しに対する支援を、これまで以上に積極的に行うとともに、令和8年度以降に策定が予定されている新たな地域医療構想に、市の意見も十分踏まえて、医療人材の確保や地域偏在の是正、地域の中核病院の経営基盤の強化といった地域医療の課題解決に向けた方向性を盛り込み、地域の医療提供体制を確保できるよう要望する。

これらを進めるにあたって、医療に関する情報の市への速やかな提供と県と市との十分な意見交換、県境に隣接する市の医療について隣県との十分な連絡調整を要望する。

併せて、令和8年度の診療報酬改定や中長期的な医療提供体制の確保等の取組を進めている国に対して、地域の実情に沿った必要な制度の改正や地方自治体に対する十分な財政措置について要請するよう、要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

「大分県こども医療費助成事業」における 助成対象範囲の拡大について

大分県では、未就学児の入院・通院及び小中学生の入院に係る医療費、令和6年4月からは高校生世代の入院・通院に係る医療費を助成する「こども医療費助成事業」を実施しており、その助成に要する費用は県と市町村が2分の1ずつ負担している。これは、子育て世帯の経済的な負担を県と市町村とが共同して軽減するものである。

しかしながら、大分県は、小中学生の医療費総額の大部分を占める通院に係る医療費までは助成しておらず、県内の市町村は、厳しい財政状況の中、小中学生の通院に係る医療費を単独事業で助成しており、小中学生の医療費助成額の平均96%を市町村が負担している状況である。

大分県として、こども・子育て施策の一環として、小中学生の通院費の補助について制度の拡充を強く要望するとともに、こども・子育ての経済的支援を主要施策に掲げる国に対しても、全国知事会などと連携して国の責任と財源において実現することを強く要望するよう求める。

要 望 書

以下のとおり要望します。

障がい福祉サービスにおける不正利得防止に係る 運営指導等の強化について

障がい福祉サービスに係る費用については、市町村が事業者に自立支援給付費等として支給し、その財源内訳は国1／2、県1／4、市町村1／4となっている。また、事業者の指定、事業者に対して報告等を求めること、書類等の提出、検査等は県が行っている。

事業者が不正を行った場合、県が行政処分や勧告を行い、市町村はその処分等に伴う給付費等に係る返還金の徴収や、当該給付費等の財源の一部となっている国庫の返還を行うこととされている。

現行の制度上、事業者の資力が乏しく(事業破産等)、返還金の徴収が困難となった場合、給付費等の支給に関しての瑕疵の有無にかかわらず、国及び県への負担金相当額の返還は市町村が負担することとなっている。

事業者の偽りその他の不正の手段による多額の負担金相当額の返還が市町村の大きな財政負担となっていることから、県は事業者に係る業務管理体制の監督の強化及び、指定基準違反等が認められた場合に法の規定に基づき行う行政上の措置を機動的に行えるよう、体制整備を要望する。併せて、事業者から徴収できない返還金について、県の支援を要望する。

《県担当部署》 福祉保健部 障害福祉課
福祉保健部 保護・監査指導室

要 望 書

以下のとおり要望します。

衛星画像等を活用した漏水判定事業の継続について

衛星画像を活用した漏水判定事業については、有収率の向上を図るため、令和5年度から地域間連携事業として大分県が主体となり、県下市町村が参加して実施しているが、令和7年度で終了する予定となっている。

本事業については、漏水発見率等から一定の効果が認められているところであり、継続的な取組が必要であると考えている。

また、最近においては、衛星画像のAI解析を行う本事業のシステムに加え、漏水音からの漏水診断をAIがサポートするシステムなど、先進的な漏水調査技術の研究も進められている。

つきましては、市町村単独での事業実施は、事業費が高額となり困難であることから、引き続き大分県が主体となり継続して実施するよう強く要望する。併せて、新たな技術の活用についても検討するよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

「園芸品目生産性向上緊急支援事業」の継続及び 対象品目の追加について

本市では、瀬戸内海式特有の温暖な気候を利用した施設園芸が盛んで、いちご、みかん、スナップエンドウ、花きは県内でもトップクラスの産地であり、県内外から高い評価を得ている。

しかしながら、昨年は、農業用資材の価格高騰や酷暑の影響を受けたことから、生産者は思うように生産体制が整わず、生産量にも影響が表れた。

そのような中、県において、昨年度補正予算により、「園芸品目生産性向上緊急支援事業」として、農業用資材の価格高騰や酷暑の影響を受ける農家の生産性を向上し、経営安定を図るための被覆資材、外気導入機器、かん水資材の導入に要する経費に対し助成する事業が実施された。

本事業は、農家の困りごとに迅速に対応する細やかな対策であることから、市内の農家の皆様から大変ご好評をいただいているが、令和7年度で終了する予定となっており、また、昨年は説明会の開催から要望調査の締め切りまでの期間が短く、お困りの農家への十分な周知期間を確保できなかったことから、要望調査の締め切り後にも追加の要望があった。

さらに、本事業が夏場の収穫における酷暑対策が主な目的とされていることから、対象品目が夏場の品目に限定されている。しかし、本市で冬場の品目として、県内で最も多く生産しているスナップエンドウについて、例年8月に圃場整備し、9月に播種を実施しているが、昨年は播種の時点で、高温による発芽不良や出荷の前倒しにより出荷量が減少した。また、同様の被害はそれ以外の冬場の品目でも発生しており、酷暑の影響は、夏場の品目だけでなく、冬場の品目にも及び、その生産量に影響を与えている。

つきましては、今後も予想される酷暑への対策として、本事業を来年度以降も継続するとともに、酷暑の影響を受けている全ての品目を対象に追加するよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

「おおいた園芸産地づくり支援事業」における 高糖度かんしょ育成に係る土壌改良への補助について

本市では、令和4年から、高糖度かんしょの栽培を始めている。高糖度かんしょとは、県内で収穫した「べにはるか」という品種のさつまいもを長期間貯蔵するなど、一般的なさつまいもに比べて、ひと手間もふた手間もかけることで生まれる、スイーツのような甘さが魅力のかんしょのことで、大分独自のブランドかんしょ「甘太くん」としても全国的に有名である。

本市の栽培の取組としましては、「高糖度かんしょ」が、大分県において令和4年度から令和6年度の間、機会を逃さず、短期的に、生産から販売対策まで総合的に支援を行うことで、県域での産地拡大・単収向上が加速度的に進むと認定した品目である「短期集中県域支援品目」に定められたことから、本市でも令和4年度から本格的に栽培を始めた。

しかしながら、水田圃場での栽培が主な本市では土壌が硬く、十分な作土層が確保できていないことから、かんしょに曲がり等が生じ、青果率、秀品率ともに低くなっていることで、思うように生産量と販売額が増えません。

そこで、土壌の改良を図るべく、「令和6年度東部かんしょ土壌改良実証試験」として、田畑を深く耕す深耕と伐採した樹木の皮を堆積して、粉碎・発酵・熟成させた堆肥であるバーク堆肥投入によって土壌を改良し、かんしょの品質向上を図るべく東部振興局と農協、生産者のご支援とご協力により、実証試験を実施していただいた。

その結果、県内の多収圃場（豊後大野市、臼杵市）の最適土壌硬度の深さである20cm程度まで深さが増加し、推定の単収ならびに青果としての出荷量も増加の見込みとなるなど、バーク堆肥投入には効果が認められた。

しかしながら、バーク堆肥投入をはじめとした土壌改良は、土地の状態を改善する作業であり、場合によっては多額の費用がかかるため、毎年の農家負担が著しく増加するのに加え、昨今の資材価格高騰により、さらなる負担増も懸念される。

また、今後も高糖度かんしょの栽培に取り組む農家が増える見込みであることから、農家の負担軽減に努める必要があると考える。

つきましては、高糖度かんしょの県内での産地拡大を進めるため、バーク堆肥の購入や散布にかかる費用など、土壌改良に必要な経費について、「おおいた園芸産地づくり支援事業」の補助対象として追加するよう要望する。

《県担当部署》 農林水産部 園芸振興課

要 望 書

以下のとおり要望します。

既存不適格建築物(危険な状況・状態にある建築物)等に係る 連携強化等について

全国的に危険な家屋が問題になっているが、本市においても、著しく老朽化し耐震性を欠いた危険な状態の既存不適格建築物等が多数存在し、倒壊・火災・落下物等の危険性を内在したまま放置されている例が見受けられる。

これらの建築物は、災害時に限らず、日常的にも通行人や近隣住民の生命・財産を脅かす要因となっており、市道沿いの木造2階建ての住家が、雨風などの気象要因がないにもかかわらず突然倒壊し、隣家への被害や市道の通行止めを引き起こす事案も発生している。

しかしながら、当該建築物は「空き家」ではなく「住家」であるため、特定行政庁でない市町村が直接対応することが難しい状況である。

つきましては、このような状況を踏まえ、知事が特定行政庁となる市町村においては、住民等からの情報提供があった際に、県と市の間で情報共有を行う体制を構築するとともに、特定行政庁として情報に基づく迅速かつ的確な対応を行うよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

文化財保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充等について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や、時を越えて受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠なものであり、先人たちの営みを学びとることで、私たちの生活や文化の向上・発展や、歴史的・文化的価値を持つ重要な地域資源でもあることから、これらを貴重な観光資源として活用することで、国内外旅行者の本県への誘客促進にも寄与するものとなる。

県内各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等を鋭意進めているところである。

しかしながら、令和5年7月の梅雨前線豪雨や同6年8月の台風などにより被災した文化財の劣化・損傷が進み、早急な保存対策や修理費等に多額の費用を要しており、経年劣化で傷んだ文化財の長期にわたる保存修理などにより、財政逼迫の状況下において各自治体にとっては、重い負荷となっている。

また、建設労務単価などの人件費等がこの10年余りの間に大きく上昇したことを主因として、史跡整備や文化財建造物の保存修理等に係る事業費が高騰していることも、文化財保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、市町村が行う国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成16年度以降で10%から8%以内へと引き下げられ、申請額に対する補助額も県のヒアリングを経て減額される状況が多くなっている。

特に、県指定建造物には所有者が居住しているものがあり、保存修理工事が急務であるにも関わらず、県補助金の十分な予算確保がなされていないために修理が行えず、居住者の安全確保が危ぶまれる事態となっている。

さらに、市町村が実施する文化財の保護事業の場合には、補助率が1/3以内と低いうえに単年度あたりの上限額も150万円と据え置かれたままであり、文化財の保存活用等を進めようとする各自治体の費用負担は増大している。

このようなことから、地域の貴重な文化遺産を後世に適正な形で保存・継承していくためには、『大分県文化財保存活用大綱』に記されているとおり、文化財保護事業における国庫補助事業に対する県の随伴補助や、県指定文化財に対する保存事業の県費補助が重要であることから、補助金制度の財源確保・維持に加え、補助率の拡充及び上限額の引き上げを強く要望する。併せて、文化財を地域の貴重な観光資源として活用するため、観光政策として文化財の保護・活用等に係る補助金制度を創設するよう要望する。

《県担当部署》 教育委員会 文化課
商工観光労働部 観光政策課